

公安委員会	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律	平成28年8月4日
説明資料No. 1	の施行に伴う所要の政令の制定等について	給与厚生課

## 1 趣旨

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「法」という。）の施行に伴い、所要の政令等を制定するとともに、関係規則等の制定に当たり、その案に対する意見の募集を実施するもの。

## 2 制定する政令等

- (1) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令案【別紙1】  
法の施行期日を平成28年11月30日とすることとする。
- (2) 警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令案【別紙2】
  - ・ 国庫支弁経費として、国外犯罪被害弔慰金等（以下「弔慰金等」という。）に関する事務の処理に必要な経費を加えることとする。
  - ・ 警察庁給与厚生課及び都道府県警察本部警務部の所掌事務に弔慰金等に関することを加えることとする。
- (3) 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案【別紙3】  
給与厚生課犯罪被害者支援室の所掌事務に弔慰金等に関することを加えることとする。
- (4) 警察法第12条の4第1項に規定する専門委員に関する規則の一部を改正する規則案【別紙4】  
専門委員に調査審議させるものとする事項として、弔慰金等の支給に係る裁定についての審査請求を加えることとする。

## 3 意見募集を実施する国家公安委員会規則案等

- (1) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則案【別紙5】
  - ア 弔慰金等を支給しないこととする場合
    - ① 夫婦/直系血族/兄弟姉妹（同居の場合に限る。）（第1条）
    - ② やむを得ない理由なく高度の危険が予測される地域に所在（第2条）  
※ 「やむを得ない理由」を判断する際の事情として、業務を行う必要があったこと及び生活の本拠を有していたことを例示することとする。
    - ③ 国外犯罪行為の教唆・幫助/過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該国外犯罪行為を誘発する行為/著しく不正な行為（第3条）
    - ④ 国外犯罪行為の容認/暴力団等に所属/加害者等への報復/その他社会通念上不適切（第4条及び第5条）
  - イ 弔慰金等の支給の手続  
弔慰金等の支給に係る申請の方法その他の弔慰金等の支給に関し必要な手続（第7条から第12条まで）
- (2) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第七条の規定に基づき、当該国外犯罪被害に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものを定める告示案【別紙6】  
その給付金が支給される場合には弔慰金等を支給しないこととする給付金として、警察官の職務遂行に関する賞じゅつ金、自衛隊員の職務遂行に関する賞じゅつ金等を定めることとする。

## 4 今後の予定

- (1) 上記2の政令案  
閣議：8月中
- (2) 上記3の意見募集の期間  
8月5日（金）から9月3日（土）までの30日間

※ 別紙省略

公安委員会 説明資料No. 2	平成29年度警察庁予算概算要求 の取りまとめ状況について	平成28年8月4日 会計課 総務課 人 事 課
<p>1 平成29年度予算概算要求基準(平成28年8月2日閣議了解)</p> <p>○ 一般会計 約3,332億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費 約1,044億円</li> <li>・ 物件費 約2,288億円</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">うち優先課題推進枠 約252億円</p> <p style="margin-left: 40px;">うち交付税特会繰入 約625億円</p> <p>2 概算要求の取りまとめ状況</p> <p>現在、平成29年度警察庁予算概算要求重点項目に従って各局部の要求を精査中。地方警察官の増員数については調整中、国家公務員の増員数については約180人を予定。</p> <p>3 組織改正</p> <p>府令事項の組織6項目及び規則事項の組織1項目を要求予定。</p> <p>4 今後の予定</p> <p>平成28年8月15日(月) 庁議</p> <p>平成28年8月25日(木) 国家公安委員会(概算要求案)</p> <p>平成28年8月31日(水) 概算要求書提出</p> <p>5 その他</p> <p>8月2日、政府の経済対策が閣議決定され、これを踏まえて本年度補正予算が9月の臨時国会に提出見込み。</p>		

## 1 ASEAN警察長官会合 <sup>アセアナポール</sup> (ASEANAPOL)

- ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL) は、加盟国警察間の交流促進を目的として1981年に結成。現在は、ASEAN加盟国全10か国で構成。
- 日本は、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア等と共に、ダイアログパートナー（議決権の無い参加資格）として参加。

## 2 第36回会合の概要

### (1) 日程及び開催場所

平成28年7月26日（火）から3日間

マレーシア・クアラルンプール

### (2) 出席者（首席代表）

村田総括審議官

### (3) 開催テーマ

「より安全な社会に向けた強固な結束」（仮訳）

### (4) 会合の概要

ア 全体会合、首席代表会合等の各種セッションにおいて、国際犯罪対策、国際テロ対策等について幅広く協議が行われ、加盟国共同声明を採択。

イ 当方からは、首席代表会合において、ダイアログパートナーとして発言するとともに、マレーシア等の首席代表との間でバイ会談を実施し、警察当局間の連携の強化について確認。

ウ 次回第37回会合は、平成29年にシンガポールで開催予定。

## 1 特殊詐欺の認知状況

- 認知件数は6,443件（前年同期比-570件、-8.1%）で、上半期として5年ぶりに減少。被害額は198.4億円（-41.8億円、-17.4%）で、昨年に引き続き減少。しかし、依然として高水準で推移。
- 高齢者（65歳以上）被害の割合が高い「重点3類型」（オレオレ詐欺、還付金等詐欺、金融商品詐欺）のうち、還付金等詐欺が認知件数1,561件（+419件、+36.7%）、被害額18.9億円（+6.9億円、+58.1%）と増加。
- 被害金交付形態別では、振込型、手交型、送付型のいずれも減少したが、電子マネー型の認知件数が483件と27年下半期（547件）に続いて多発。

## 2 特殊詐欺対策の推進状況

### (1) 取締りの推進

- 検挙件数は2,327件（+604件、+35.1%）で、23年以降で最多。検挙人員は1,049人（-95人、-8.3%）で、過去最多だった前年の同期と比べると減少。
- 犯行拠点の摘発は31箇所（-1箇所）と前年同期並みの高水準。摘発した都道府県警察の数は増加。（11都道府県（+3県））

### (2) 犯行ツール対策の推進

レンタル携帯電話の無力化を図るため、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否に関する情報を携帯音声通信事業者に提供。28年上半期の情報提供は16,708件で、27年1年間の件数を既に上回る。

### (3) 予防の推進

金融機関、宅配事業者、コンビニエンスストア等と連携した声掛け等により、6,214件（+18件）、104.3億円（-38.3億円）の被害を阻止。阻止率は50.9%で、集計を始めた20年以降で最高。

## 3 今後の取組

- 犯行グループの摘発強化  
犯行拠点の摘発、現場検挙等を引き続き推進。
- 還付金等詐欺への対策  
還付金等詐欺の多発府県を中心に、広報啓発とATM対策を強化。
- 関係事業者等との連携強化  
高額被害や電子マネー型被害の防止等に向け、関係省庁・事業者やコンビニエンスストア等との連携を強化。
- 犯行ツール対策の推進  
役務提供拒否に関する情報提供等、犯行ツールの無力化措置を徹底するとともに、悪質なレンタル携帯電話業者の摘発を強化。
- 改正通信傍受法の施行準備  
通信傍受の活用のための準備

神奈川県警察は、平成28年7月26日、相模原市緑区千木良に所在する障害者支援施設において発生した多数の死傷者を伴う殺人等事件について、同日、被疑者を建造物侵入・殺人未遂の罪で緊急逮捕した。

**1 発生日時・場所**

平成28年7月26日（火）午前2時10分ころ（侵入時間）  
神奈川県相模原市緑区千木良476番地

**2 被疑者**

住居 神奈川県相模原市緑区千木良  
無職（自称） 26歳

**3 被害者**

- (1) 死亡者  
施設入所者 19人
- (2) 負傷者  
施設入所者及び職員 26人

**4 被疑者に関する過去の対応状況**

- (1) 平成28年2月15日、衆議院議長公邸において、公邸職員が被疑者からの手紙を受領（警視庁を通じ、神奈川県警察へ情報提供）。
- (2) 平成28年2月16日、神奈川県警察が同施設管理者等に対し、被疑者の動向を説明し、警備体制の強化を指導。
- (3) 平成28年2月19日、神奈川県警察が警察官職務執行法に基づき同人を保護し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき相模原市へ通報し、引き渡し。

○：良好点、●：反省点

#### 1 初動対応に関すること

- 熊本県警察本部や政府現地対策本部にリエゾンとして派遣した警察庁・九州管区局の警察職員により、関係機関との円滑な調整、早期の情報入手等を実現。
- 警察庁の非常災害警備本部における発災初期の情報収集等について、雑然とした状況の中で情報の混乱、担当者間の連携不足等が生じた。  
⇒【改善策】警察庁の災害警備本部要員の体制や任務を見直す。

#### 2 部隊派遣に関すること

- 警察災害派遣隊につき、即応部隊（広域緊急援助隊、広域警察航空隊、機動警察通信隊等）及び一般部隊（特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊）の早期派遣を実現。
- 派遣された部隊の一部について、現地で長時間の待機を余儀なくされるなど、部隊運用に改善の余地が認められた。  
⇒【改善策】派遣される部隊の規模、装備、運用等を見直す。

#### 3 交通対策に関すること

- 高速道路が一部通行止めとなったが、幅広く収集した交通情報に基づく高速道路及び迂回路の国道に係る多様な対策により、大きな混乱を生じさせず。
- 広域緊急援助隊（交通部隊）について、追加又は交替の部隊を派遣する際の判断に時間を要した。  
⇒【改善策】被災県との連絡体制の強化を検討するほか、情報共有に関する訓練・教養を充実する。

#### 4 治安対策、通信対策等

- サイバーパトロールを実施し、インターネット上のデマ情報に対して適切な対策を行ったほか、地震に便乗した悪質事犯等について、全国警察に各種対応を早期に指導。
- 報道機関を通じた広報について、警察の現場活動状況に係る映像素材を迅速に提供。
- 被災状況や警察活動の状況を警察本部、警察庁等に伝送するなどの確かな状況把握及び指揮命令に資するため、被災地における警察通信を確保。
- 警察分野に関し被災者の利益となる各種行政措置を迅速に実施。

## 1 警察庁CSIRT (Computer Security Incident Response Team)

警察庁CSIRTとは、警察情報システムにおけるサイバーセキュリティに関する事案（※）に対し、迅速かつ組織的に対処するため、平成24年5月末に設置した組織。

なお、全ての都道府県警察においてもCSIRTを設置しており、警察庁CSIRTと緊密に連携を図っている。

※ 不正プログラム感染事案、不正アクセス事案等

## 2 最近の活動状況等

### (1) 不正プログラムに関する対処活動

感染につながるおそれのある不正プログラムについて除去等の対処を実施。

### (2) 事案発生 of 未然防止活動

#### ア 都道府県警察に対する技術情報の提供

継続的に各種ソフトウェアの脆弱性情報等を提供し、都道府県警察の注意を喚起。

#### イ 警察庁Webサイトのセキュリティ機能の強化

警察庁Webサイトのセキュリティ機能の強化に向け、セキュリティ装置の処理能力の向上やサーバの増強整備を図るとともに、大量のアクセスに対するサーバ及び回線等の負荷分散機能を導入。

### (3) 事案対処能力の強化

#### ア 警察庁CSIRTの体制強化

警察庁CSIRTの長に専従として情報セキュリティ対策官（本年4月に設置）を充てるなど体制を強化。

#### イ 対処訓練の実施

警察庁CSIRTにおいて対処訓練を実施したほか、都道府県警察CSIRTの訓練実施を支援。

## 3 今後の方針

引き続き上記活動を実施していくとともに、特に都道府県警察CSIRTの対処能力の向上に資する活動を行っていく予定。